

地域の民間活力を応援!!

応援ツールをご用意しています

地域 再生



内閣官房 地域再生推進室
内閣府 地域再生事業推進室

■ 地域再生とは・・・

- ◆ 地域再生とは、地域が主体になって行う「**自主・自立・自考**」の取組により地域の活力の再生を推進するものです。この地域の取組を **国は強力に支援** します。
- ◆ 国の支援メニューには、地方公共団体ばかりでなく、民間の方が利用できるものも含まれます。

地域再生制度の概要

考え方

官から民へ！

「官から民へ」「国から地方へ」との構造改革の方針の下、地域再生と構造改革特区を車の両輪として、地域の活性化を強力に推進します。

ねらい

地域の活力の再生

民間の知恵や創意工夫を最大限活用
↓
新たなビジネス、雇用機会の創出
↓
地域の活力の再生を推進

制度の位置づけ

地域再生法

平成17年4月1日、**地域再生法**が施行されました。これにより、地域再生を強力に推進する枠組みが構築されました。

具体的には・・・

地域再生の制度には、2つのステップがあります！

誰でも提案可！

ステップ1

メニューに加えたい内容を国に提案

地方公共団体が認定申請

ステップ2

メニューを使った計画を国に申請

地域

国の政策を提案

地域の知恵を結集

国

アイデアを支援措置としてメニュー化（基本方針）

計画の認定申請

（地域が自ら考えた地域特性を活かした政策・事業群を記載）

民間のアイデア・事業を反映

計画認定

地域再生計画の目標達成に向けて地域一丸となった取組を実行

<支援措置①> 地域再生税制

個人の「志ある投資」に対して、投資額控除などの**税制上の優遇措置を適用**することにより、民間企業へ民間資金を誘導・促進することを目的としています。

民間企業は、**集めた資金を活用**した地域再生に役立つ事業の展開が容易になるとともに、地域においては雇用機会が創出され、地域経済が活性化することが期待されます。

出資に対する税制上の特例措置

- ① 投資額控除
- ② 損失繰延
- ③ 譲渡益圧縮

① 投資時点〔投資額につき、他の株式譲渡益から控除〕

同一年度の株式譲渡益について、特定地域再生事業会社に対する投資額分だけ控除。

(例)
他の株式譲渡益が300万円ある年に、特定地域再生事業会社へ200万円投資した場合

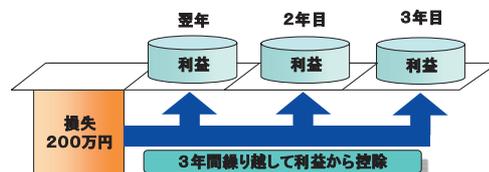


② 売却等により損失が発生した場合

当該株式の譲渡により生じた損失を、その年の翌年以降3年にわたって繰り越して、他の株式譲渡益から控除。

また、特定地域再生事業会社の解散に伴う清算終了や破産宣告によって、当該株式の価値がなくなった場合にも、一定の金額を譲渡による損失とみなして、上記の繰越控除の特例を適用。

(例)
特定地域再生事業会社へ200万円投資したが、投資先企業が破産した場合



③ 売却により利益が発生した場合

当該株式を3年超保有して、(1) 公開前であって一定の要件を満たした売却をしたとき、(2) 公開後であって、その公開後3年以内に売却したときは、譲渡益を1/2に圧縮して課税する特例を適用。

(例)
特定地域再生事業会社の株価が300万円に上昇して売却した場合

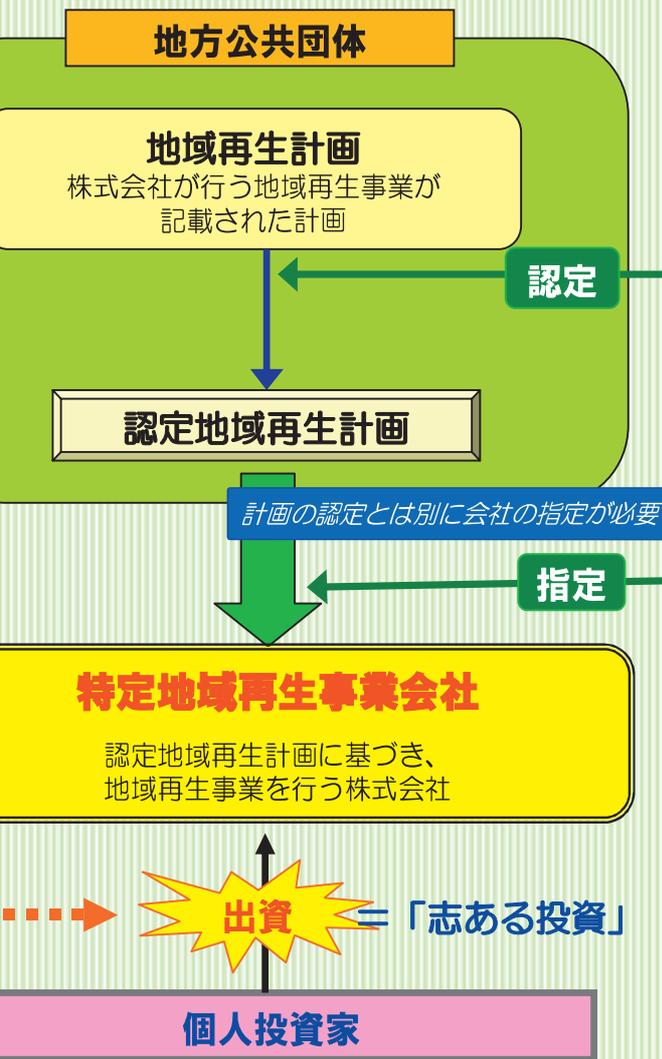


会社例 1

(地域再生計画の過疎地での医療)



地域再生に役立つ事業を行う会社への個人の出資に対して、税制上の優遇措置を適用します。



国(内閣総理大臣)

地域再生事業の内容

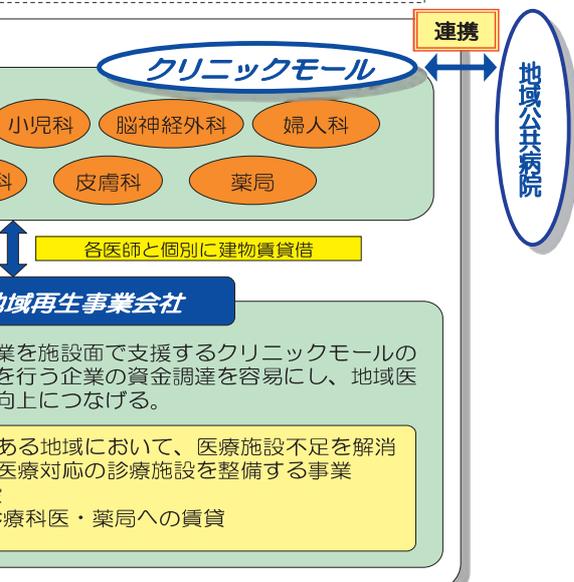
- ① 社会福祉施設、交通施設等の公益的施設
 - ② 環境対策に資する新エネルギー施設等
 - ③ 地場産業の支援に資する試験研究施設等
- の整備運営事業

下記の要件に適合する株式会社を指定

- ① 常時雇用者数が20人以上であること
- ② 地域再生事業を専ら行う株式会社であること
- ③ 地方公共団体が発行済株式の総数の5/100以上1/3以下の株式を保有していること
- ④ 非上場会社、非店頭登録会社であること
- ⑤ 中小企業者であり、大規模法人の子会社ではないこと
- ⑥ 計画の認定が取り消された場合の地域再生事業を行う株式会社ではないこと
- ⑦ 株式投資契約を締結する株式会社であること

クリニックモール

の目標)
療サービスの提供による福祉の向上



会社例2

環境エネルギー供給事業

(地域再生計画の目標)

地産地消の環境対策に役立つエネルギー産業を創造

風力やバイオマス等を活用した小規模電力供給事業を行う企業の資金調達を容易にし、環境対策に役立つ地域ビジネスが展開される。

【新エネルギー分野の例】



▲太陽光発電



▲風力発電



▲バイオマス(廃材など)



▲バイオマス発電プラント

<支援措置②> NPOの活動支援

全国的に先駆性のあるNPO活動やNPO活動に携わる人材育成事業を選定し、支援します。

1. モデル活動支援事業

NPOによる市民の自発性や柔軟な発想に基づく活動を促進するとともに、NPOと民間企業等の様々な主体との協働体制の形成を図るため、全国的に先駆性のある活動を選定し、支援します。

<対象>

- ・ 社会福祉、教育、まちづくり、環境保全等、各分野における先駆的事业
- ・ モデル活動推進のための情報発信に資するイベント事業 など

<選定基準>

- ・ 先駆性があり全国のモデル事例として活用が期待されること
- ・ 地域の創意工夫が活かされたユニークな事例
- ・ 多数の市民やNPOの参加を想定 など

2. 人材育成支援事業

NPO活動に携わる人材に対して、様々な側面における育成事業を選定し、支援します。

<対象>

- ・ セミナー、ワークショップ等の研修
- ・ フォーラム、シンポジウム、パネルディスカッション等の集団討論事業
- ・ インターン、フィールドワーク等の実習事業

<選定基準>

- ・ 実施事業の地域ニーズが高いこと
- ・ 地域に定着した人材育成事業が存在しないこと
- ・ 本事業で高い効果が期待できること
- ・ 多数の市民やNPOの参加を想定 など

※ 各事業とも内閣府の請負事業となり、請負事業額は100～500万円程度

<支援措置③> 日本政策投資銀行による低利融資等

1. 地域再生プロジェクトの形成・事業化に対するアドバイス

日本政策投資銀行の低利融資等を活用する可能性のある計画について、地域再生プロジェクトの

- ① 構想段階
- ② 計画段階
- ③ 事業化段階

の各段階を通じ、当該プロジェクトの形成支援、事業化支援等（事業計画、収支計画、資金調達計画等）の相談に応じ、アドバイスを行います。

2. 日本政策投資銀行の低利融資等

既存の制度において融資等が可能な事業のうち、当該支援措置を適用するものとして地域再生計画の認定を受け、かつ配当可能性・償還確実性が見込まれる事業について、日本政策投資銀行による金融面での判断を経た上で低利融資等を行います。

融資制度の詳細は 日本政策投資銀行のホームページをご覧ください。
<http://www.dbj.go.jp/japanese/loan/indicator/Z01.html>

<支援措置④>

国民生活金融公庫の「新創業融資制度」の要件緩和

新創業融資制度(新規開業者向け無担保・無保証人融資)

本支援措置を位置づけた地域再生計画が認定された場合、当制度の対象者要件である開業資金に占める自己資金割合の要件(現行:1/2以上)を1/3以上に緩和します。

<融資の条件>

- ①融資額 750万円以内
- ②返済期間 運転資金5年以内(うち据置期間6か月以内)
設備資金7年以内(うち据置期間6か月以内)
- ③利率 基準利率+1.5%
(用途や返済期間によって異なる利率が適用されます。)
- ④担保・保証人は不要

融資制度の詳細は、国民生活金融公庫ホームページをご覧ください。
<http://www.kokukin.go.jp/whatsnew/200302030000.html>

<支援措置⑤>

補助対象施設の有効活用

遊休化している補助対象施設の転用手続きを簡素化・迅速化します。

過去に国の補助金で作られた遊休施設を有効活用
(当初の補助目的以外の目的に使うために転用)



民間が転用施設を有効に活用することにより地域コミュニティを活性化

遊休施設の有効活用により地域の活性化を図ることができるというプランをお持ちの方は、積極的に地方公共団体に提案してください。

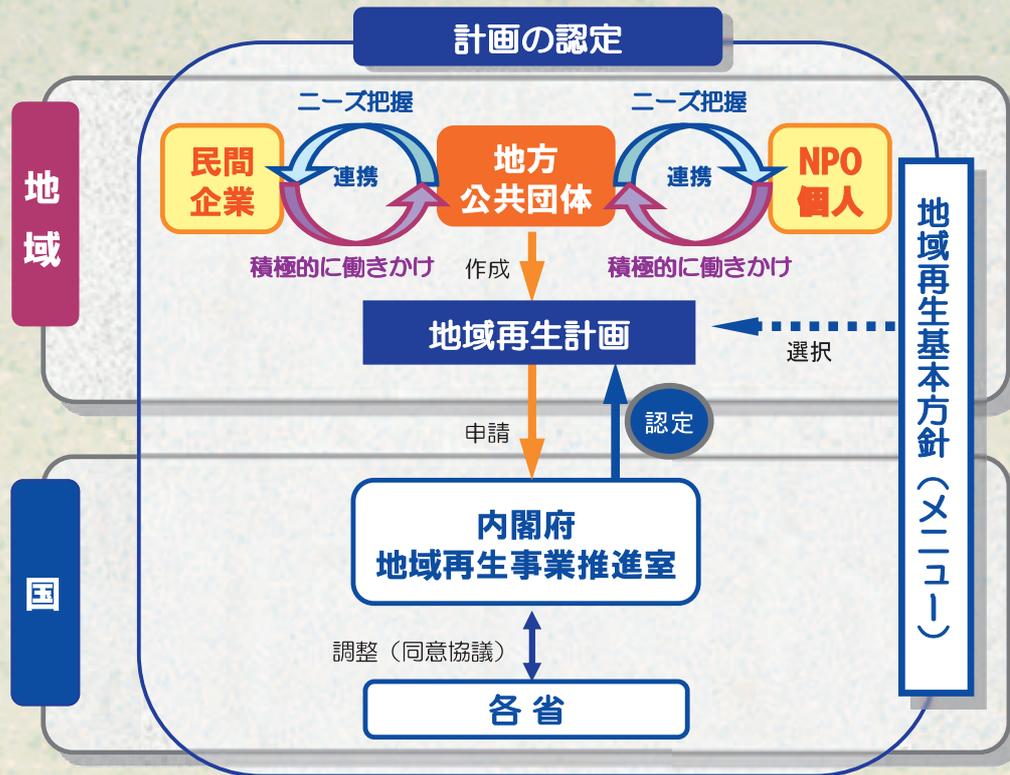
遊休施設の転用の例

■ 廃校を文化芸術施設に転用し、演劇等の稽古場所や、地域の文化芸術イベント会場などに活用

■ 廃校を居住福祉施設や農産物の集荷、選別場に転用

■ 地域再生の計画認定の仕組み

民間企業、NPO、地域住民の方々が、地域のニーズを地方公共団体と共有化して連携が図られるよう、**積極的な働きかけ**が重要です。



見開きの中をご覧ください！



地域再生の支援メニューのうち、**民間の方が活用できるツール**をピックアップしてご紹介します。

①地域再生税制(投資優遇税制)

②NPOの活動支援

③日本政策投資銀行による低利融資等

④国民生活金融公庫の「新創業融資制度」の要件緩和

⑤補助対象施設の有効活用

■ 今回ご紹介したもの以外にも、以下のような支援措置があります！

地域再生計画の認定に基づく支援措置

- ① 地域再生のための交付金の活用（道整備交付金、污水处理施設整備交付金、港整備交付金）
【内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省】
- ② 公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除 【総務省】
- ③ 公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置 【総務省】
- ④ 組合等施行土地区画整理事業について地方負担分への起債措置 【総務省】
- ⑤ 文化芸術による創造のまち支援事業の活用 【文部科学省】
- ⑥ 地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業） 【厚生労働省】
- ⑦ 中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携 【金融庁、経済産業省】
- ⑧ 地域通貨モデルシステムの導入支援 【総務省】
- ⑨ 地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成
【国土交通省・総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、内閣府】
- ⑩ 地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携 【金融庁】

■ 困ったときに・・・

ご相談窓口

「興味はあるんだけど、いざやるとなると何をしたらいいかわからない」などの悩みをお持ちの方のために、気軽にご相談頂けるメール相談窓口を開設しております。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/m-soudan.html>



地域再生伝道師

各都道府県が地域再生制度について普及・啓発を行う「地域再生伝道師」を設置して、地域再生推進室と連携を図っています。

地域再生の制度全般についてお気軽にご相談ください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/osirase/050509/050509dendousi.pdf>

出前コンサルタント

地域再生制度の勉強会や提案の検討会など、ご要望に応じて、地域再生推進室の担当者を講師やコンサルタントとして派遣しています。



お問い合わせ

内閣官房 地域再生推進室
内閣府 地域再生事業推進室

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-23-7 第23森ビル6階

電話:03-5521-6718 FAX:03-3500-0560 メールアドレス:i.chiiki@cas.go.jp

地域再生本部ホームページ

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/>

日本改革前線マップ

<http://www.zensen.jp/>